



ながさき

トラック広報



トピックス

- ◎ 定時総会開催のご案内
- ◎ 第1回自動車運送事業者無事故表彰
- ◎ 自動車関係功労者九州運輸局長表彰
- ◎ 運行管理者等講習

(公社)長崎県トラック協会

〒851-0131 長崎市松原町2651-3

TEL 095-838-2281

FAX 095-839-8508

URL <http://www.nata.or.jp>



1. 令和7年度定時総会開催のご案内	1
2. 行政だより	
○ 令和7年度第1回自動車運送事業者無事故表彰について	2
○ 自動車関係功労者九州運輸局長表彰について	10
○ 物流課題解決に向けたオンライン説明会	16
3. 全ト協だより	
○ 近代化基金融資貸出金利の変更について	17
○ 「令和7年度雇用・労働分野の助成金のご案内（簡略版）」について	17
○ 軽油価格の調査結果（2月分）	18
4. 国交省認定機関による運行管理者等講習の実施について	19
5. 協会だより	
○ 職員人事異動のお知らせ	25
○ 適性診断（初任・適齢）及び安全運転研修について	26
6. 適正化だより	
○ 令和6年度適正化事業推進状況	30
○ 令和7年度適正化事業活動指針	33
7. ドライバー体験記 ～無くせトラックの死角～	35
8. 陸災防だより	
○ STOP！熱中症 ながさきクールワークキャンペーン 推進大会	36
○ 技能講習情報	38
○ 陸運と安全衛生	39
9. 交通共済コーナー	
○ 交通共済加入のおすすめ	42
10. 諫早T・Sのご案内	44

令和7年度定時総会開催のご案内

(公社) 長崎県トラック協会

令和7年度定時総会を下記のとおり開催いたします。

会員事業者皆様の多数のご出席をお願いいたします。

(※総会終了後、陸災防通常総会を開催いたします。)

1. 開催日時 令和7年6月16日(月) 14時(予定)

2. 開催場所 長崎市大黒町14-5

「ホテルニュー長崎」

TEL 095-826-8000

※正式開催案内につきましては、後日送付させていただきます。

なお、当日は協会事務所を閉館いたしますので、予めご了承ください。



行政だより

令和7年度 第1回自動車運送事業者 無事故表彰について

公 示

九運公第1号

九州運輸局自動車運送事業者自動車無事故表彰規程（昭和62年3月24日付け、九運達第2号、以下「表彰規程」という。）に基づき令和7年度第1回表彰を下記要領により行うので、公示する。

記

1. 被表彰者の範囲

九州運輸局の管轄に属する自動車運送事業者
 （バス事業において地域公共交通会議に基づくバス事業のみを行う事業及びタクシー事業において1人1車制個人タクシー事業は除く。）
2. 表彰規程第4条第1項及び第2項の表彰
 - (1) 表彰基準

【一般表彰】
 次の表彰所定期間中にその責任に属する自動車事故がなく、かつ運輸業務の成績が優良である者

（注）自動車事故とは、自動車事故報告規則（昭和26年12月20日運輸省令 第104号）第2条に該当する事故及びその発生が社会に及ぼす影響が大きいと認められる事故等をいう。

【特別表彰】
 特別表彰については、一般表彰の連続回数が4回に達し、かつ、運輸業務の成績が特に優秀と認められる該当者を表彰する。

表彰所定期間（無事故表彰期間）
 事業用自動車（被けん引自動車を除く）数の区分に応じ次に定める期間とする。

事業用自動車数	期 間
7両以下	5年
8両 ～ 10両	4年
11両 ～ 20両	3年
21両 ～ 40両	2年
41両 ～ 80両	1年6月
81両以上	1年

（注）7両以下に1人1車制は含まれない。
 また、一般貨物自動車運送事業（霊柩）にあつては各該当期間の3倍とする。

- (2) 表彰時期

一般表彰：令和7年8月に予定
 （注）一般表彰の表彰状は所轄運輸支局長又は運輸支局次長が伝達する。
 特別表彰：令和7年10月に予定
 - (3) 表彰手続き
 - ① (1)の基準に適合後、(3)②の期間内に「自動車無事故報告書」に、「最近における運輸業務等の実績」、「運行管理者、整備管理者の講習及び研修の受講を証する書面の写し並びに運行管理規程、整備管理規程の写し」及び「加入団体の長の推薦書（加入団体がないときを除く。）」を添えて所轄運輸支局長に2部提出する。
 - ② 自動車無事故報告書等の提出期限

一般表彰：表彰所定期間達成日が令和6年12月1日から令和7年5月31日までの場合、令和7年4月1日から令和7年5月31日の間に提出
 特別表彰：表彰所定期間達成日が令和6年8月1日から令和7年7月31日までの場合、令和7年6月1日から令和7年7月31日まで
3. 問合せ等
 表彰基準等についての照会は、九州運輸局自動車技術安全全部保安・環境課、所轄の運輸支局整備部門に問い合わせ下さい。

令和7年4月1日

九州運輸局長 原 田 修 吾

様式1-3(A4判)

自動車無事故報告書

年 月 日

九州運輸局長殿

報告者の

氏名又は名称

印

住 所

当社は下記のとおり責任事故がないので報告します。

報告者の事業の区分	無事故表彰所定期間
トラック事業	年 月
表彰所定期間の始期及び達成日	
年 月 日から 年 月 日まで	
表彰所定期間の始期当時の事業用自動車(被けん引自動車を除く。)の数	
普通 両、小型 両、牽引 両、計 両	
前回受けた表彰の期日(所定期間)	
年 月 日(年 月 日～ 年 月 日)	

注 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

最近における運輸業務等の実績

事業者名

1. 表彰所定期間中における自動車事故発生状況

(1) 自動車事故報告規則に該当する事故

無 責 件(別表のとおり)

(2) 軽微事故(人身事故又は40万円以上のもの)

有 責 件(別表のとおり)

無 責 件

(3) 酒気帯び運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転、麻薬等運転、居眠り運転事故又は整備不良事故(自動車事故報告規則による事故以外も含む)

有 ・ 無

2. 運行管理者・整備管理者の選任状況及び講習・研修受講状況の有無

営業所名	運行管理者	講習受講	整備管理者	研修受講
		有・無		有・無

運行管理補助者の選任状況

営業所名	運行管理補助者

3. 運行管理規程の制定状況

(1) 制定年月日 年 月 日

(2) 最終改正年月日 年 月 日

4. 整備管理規程の制定状況

(1) 制定年月日 年 月 日

(2) 最終改正年月日 年 月 日

5. 最近実施した事故防止対策（事故防止運動、会議、指導教育等）

別表

重大事故(無責)

事故種別	発生日時	発生場所	事故概要	原因	損害

軽微事故(有責)

事故種別	発生日時	発生場所	事故概要	原因	損害

「事故種別」は自動車事故報告規則に基づく区分により記入する。

「損害」は物損・人身傷害による損害額を記入する。

「有責」は事故原因の半数以上の責任がある事故をいう。

様式3-1(A4版)

九州運輸局長 殿

宣誓書

当社において表彰所定期間に在職していた運行管理者で次の者においては、所定期間にかかる年度内に解任しておりますが、適切に運行管理者講習を受講していることを宣誓します。

運行管理者名	選任年月日	解任年月日	講習受講年度

表彰所定期間： 年 月 日から 年 月 日まで

所定期間にかかる年度： 年度から 年度

年 月 日

事業者名：

代表者名：

住 所：

印

※審査において未受講が確認された場合は表彰できない場合があります。

様式3-2(A4版)

九州運輸局長 殿

宣誓書

当社において表彰所定期間に在職していた整備管理者で次の者においては、所定期間にかかる年度内に解任しておりますが、適切に整備管理者研修を受講していることを宣誓します。

整備管理者名	選任年月日	解任年月日	研修受講年度

表彰所定期間： 年 月 日から 年 月 日まで

所定期間にかかる年度： 年度から 年度

年 月 日

事業者名：

代表者名：

住 所：

印

※審査において未受講が確認された場合は表彰できない場合があります。

この表彰は、県ト協の推薦書を添えて長崎運輸支局へ提出上申することとなります。
 該当事業者は、県ト協（担当 本村）までご連絡の上、下記の書類をご提出ください。

1. 必要書類

	書類名	部数
①	自動車無事故報告書（様式1-3）	正本2部
②	最近における運輸業務等の実績（様式2）	正本2部
③	運行管理者選任届	写し2部
④	運行管理者講習手帳	
⑤	整備管理者選任届	
⑥	整備管理者研修手帳	
⑦	運行管理規程	
⑧	整備管理規程	
⑨	様式2の5「最近実施した事故防止対策」についての資料（議事録、会議で使用した資料等）	

- ※ ①には捨印を押印してください。
- ※ ②～⑨については、九州内に複数の営業所がある場合、それぞれの営業所のものがが必要です。
- ※ 修正テープ等での訂正はできませんのでご注意ください。

2. 提出期限

令和7年5月19日(月)までに郵送または持込

自動車関係功労者九州運輸局長表彰について

九州運輸局では、管内における自動車関係事業に関し、顕著な功績または他の模範として推奨すべき業績のあった団体・事業者の団体役員・事業役員・従業員・運転者に対し、関係業界の健全な発展に寄与することを目的にその功績を表彰しています。

下記基準を満たしている場合は、県ト協（担当 本村）までご連絡の上、必要書類をご提出ください。
(提出期限：令和7年5月30日(金))

【事業役員】

自動車関係事業者の役員としてその業務に精励し、当該事業の発展に寄与する等顕著な功績を有する**年令50才以上**の者で、次のいずれかに該当する者

- (1) 事業役員としての期間が**20年以上**の者
- (2) 事業役員としての期間が**10年以上**の者で、従業員期間との通算期間が**20年以上**の者

【従業員（運転者を除く）】

自動車関係事業者の従業員でその業務に精励し、成績操行ともに他の模範となる**年令50才以上**の者であって、従業員として**30年以上**の期間引き続き勤務した者

【運転者】

自動車関係事業者の事業用自動車運転者として、同一の企業に現在まで**25年以上**の期間引き続き勤務し、勤務期間中に責任事故がなく業務に精励し、成績優秀にして他の模範として推奨するに足る**年令50才以上**の者

- ※ 年令及び期間は本年9月末日をもって計算する。
- ※ 運転者以外は、過去3年以内に事故・違反歴がある場合は推薦できません。
- ※ 運転者は、従事してから現在に至るまで無事故・無違反であることが条件となります。
- ※ 事業役員で推薦する場合、事業者の行政処分等についても審査基準の対象となります。

＜必要書類＞

- ① 功績調書
- ② 履歴書
- ③ 勤務期間中に責任事故がないことの証明書（運転者を推薦する場合のみ）
- ④ 身元証明書（本籍地の市町村が発行するもの）
- ⑤ 無事故・無違反証明書または運転記録証明書（自動車安全運転センターが発行する証明期間が5年のもの）

※ これらの書類を正本1部、副本2部ご提出ください。

※ 修正テープ等での修正はできませんのでご注意ください。

功 績 調 書

本 籍

現住所 (〒 —)

ふ り が な

氏 名

生 年 月 日

1. 性 行

2. 事 績

履 歴 書

本 籍
現住所（〒 ー ）

ふりがな
氏 名

生年月日

1. 学 歴

2. 職 歴

(1) 業 歴

(2) 団体歴

(3) 公職歴

(4) その他

3. 賞 罰

証 明 書

年 月 日

事業者所在地

事業者名

代表者名

⑩

氏 名

生年月日

本 籍

現 住 所

上記の者は 年 月 日入社から

年 月 日現在まで、勤務期間中に責任事故がないことを

証明します。

(記載例／役員)

功績調書

本籍 長崎県
現住所 (〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇)

ふりがな
氏名
生年月日
ながさき たろう
長崎 太郎
昭和〇〇年〇月〇日

1. 性行

・温厚、誠実な人柄で人情に厚く、従業員はもとより荷主や地域の事業者からも信頼されている。

2. 事績

- ・昭和〇年に入社以来、長年に渡り真摯に業務に携わり、会社の業務向上に貢献している。
- ・昭和〇年に運転者として入社し、取締役を経て平成〇年に代表取締役 に就任。平成〇年に G マークの認定を受け現在に至るまで更新を継続するなど、積極的に安全対策に取り組んでいる。
- ・地域においても自治会の役員を担い、社会貢献活動も行っている。

※記載例ですので、このまま記入するのはご遠慮ください。

(記載例／従業員・運転者)

功績調書

本籍 長崎県
現住所 (〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇)

ふりがな
氏名
生年月日
ながさき たろう
長崎 太郎
昭和〇〇年〇月〇日

1. 性行

・性格は温厚で真面目。運転者に対しても丁寧な指導をしており社内の職員や荷主からの信頼も厚い。

・性格は勤勉、実直であり、きめ細かい仕事ぶりで荷主からも信頼されている。

2. 事績

- ・昭和〇年に入社以来、長年に渡り真摯に業務に携わり、会社の業務向上に貢献している。
- ・入社以来〇〇年間無事故・無違反で、勤務成績優秀であり、模範的運転者として他の運転者を積極的に指導している。

※記載例ですので、このまま記入するのはご遠慮ください。

(記載例／従業員・運転手)
履 歴 書

本 籍 長崎県
現住所 (〒0000 - 0000)

ふりがな ながさき たろう
氏 名 長崎 太郎

生年月日 昭和00年0月0日

1. 学 歴
昭和00年0月 00高等学校卒業

2. 職 歴

- (1) 業 歴
昭和00年0月 00運送株式会社 現在に至る

- (2) 団体歴
なし

- (3) 公職歴
なし

- (4) その他
なし

3. 賞 罰

令和0年0月0日 (公社)長崎県トラック協会永年勤続表彰

※記載例ですので、このまま記入するのはご遠慮ください。

(記載例／役員)
履 歴 書

本 籍 長崎県
現住所 (〒0000 - 0000)

ふりがな ながさき たろう
氏 名 長崎 太郎

生年月日 昭和00年0月0日

1. 学 歴
昭和00年0月 00高等学校卒業

2. 職 歴

- (1) 業 歴
昭和00年0月 00運送株式会社入社
平成0年0月 取締役就任
平成0年0月 代表取締役就任 現在に至る

- (2) 団体歴
なし

- (3) 公職歴
なし

- (4) その他
平成0年0月 00商工会理事に就任 現在に至る

3. 賞 罰

令和0年0月0日 (公社)長崎県トラック協会永年勤続表彰

※記載例ですので、このまま記入するのはご遠慮ください。

国土交通省トラック荷主特別対策室主催 物流課題解決に向けたオンライン説明会 【第22回】開催

開催日時：令和7年5月23日(金) 10:00,15:00 (同日2回開催)

事前アンケートを実施しています

【主な質問】(荷主に対して)トラックドライバーに要請している作業内容、依頼する理由
(トラック事業者に対して)今収受している運賃は標準的運賃の何割？
※参加される前にアンケートに是非ご協力ください！



直接参加用
二次元バーコード

(ご提供している情報(一部))

- 改正物効法(努力義務に関する判断基準)、改正トラック法(契約文書化等)に関する最新情報
 - 各省報道発表資料の中から物流に関する情報をまとめてご紹介。
 - 各トラック運送事業者、荷主事業者等参加者の問題意識共有・取組事例ご紹介。など
- 運賃交渉に活用いただける資料なども提供しています！

(今月のNEWS)改正トラック法(利用運送健全化措置)について

貨物自動車運送事業者等が他の貨物自動車運送事業者の行う運送を利用するときに、当該他の貨物自動車運送事業者の健全な運営を確保するための措置(健全化措置)を講ずるよう努めることとされています。

【適用される利用運送のパターン】

- ① 一般貨物自動車運送事業者が他の一般貨物自動車運送事業者の行う貨物の運送を利用する場合
- ② 特定貨物自動車運送事業者が一般貨物自動車運送事業者の行う貨物の運送を利用する場合
- ③ 第一種貨物利用運送事業者(下請構造の中にある場合に限る。)が一般貨物自動車運送事業者の行う貨物の運送を利用する場合

健全化措置のイメージ

措置の内容	イメージ
① 利用する運送に要する費用の概算額を把握した上で、当該概算額を勘案して利用の申込みをすること。	<p>いくらで運送できますか？</p> <p>燃料費高騰のため、100万円以下だと赤字です。</p> <p>110万円で申し込みます。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>元請</p> <p>下請</p> <p>元請</p> <p>下請</p> <p>概算額をヒアリング</p> <p>概算額を勘案し申込み</p>
② 荷主が提示する運賃・料金が①の概算額を下回る場合、当該荷主に対し、運賃・料金について交渉をしたい旨を申し出ること。	<p>いくらで運送できますか？</p> <p>荷物が通常より多くなるのですが、いつもの90万円でお願ひできますか？</p> <p>トラック足りないから1台追加で下請けにださなくちゃ...</p> <p>いくらで運送できますか？</p> <p>ご依頼の荷物量だと、トラック1台追加する必要があるので、価格交渉させて下さい。</p> <p>荷主</p> <p>元請</p> <p>元請</p> <p>下請</p> <p>荷主</p> <p>元請</p> <p>確認します。</p> <p>110万円は必要です。</p> <p>「荷主が提示する運賃・料金<①の概算額」の場合</p> <p>運賃・料金を交渉</p>
③ 委託先の一般貨物自動車運送事業者が更に他の一般貨物自動車運送事業者の行う運送を利用する場合に関し、例えば「二以上の段階にわたる委託(再々委託)の制限」等の条件を付すこと。	<p>引き受けた運送を他の事業者に再委託する場合、再々委託は行われないようにしてください。</p> <p>条件を付す</p> <p>1段階目の委託(再委託)</p> <p>2段階目の委託(再々委託)</p> <p>A社</p> <p>B社</p> <p>C社</p> <p>D社</p> <p>＝「委託先の一般貨物自動車運送事業者」</p>

「いつも荷待ちをさせられる
「こんな作業までさせられている。」
「運賃交渉に応じない。」

などの荷主等に関するお困りごとは、是非目安箱に投稿してください。



目安箱
投稿用
二次元
バーコード

全ト協だより

近代化基金融資貸出金利の 変更について

令和7年4月10日から長期プライムレートの引下げに連動して、近代化基金融資の貸出利率が次のとおり変更された旨、全ト協を通じて取扱金融機関から通知がありましたのでお知らせ致します。

記

1. 貸付利率

期 間	現行（改定前）	改定後
1年以上～3年以内	2.35%	2.05%
3年超～7年以内		
7年超～10年以内		

2. 実施日

令和7年4月10日

「令和7年度雇用・労働分野の助成金のご案内（簡略版）」について

今般、厚生労働省において、雇用関係助成金及び労働条件等関係助成金についての内容を取りまとめた冊子の最新版が作成されました。

なお、各種助成金の詳細等につきましては、厚生労働省 HP、都道府県労働局、最寄りのハローワーク（公共職業安定所）等にご確認をお願いいたします。

◇厚生労働省 HP

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/000763045.html

軽油価格の調査結果（2月分）

2月中の軽油価格調査を実施した結果は次のとおりであります。購入契約の参考に利用して下さい。

1. 単純集計価格

地区名	区分	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
九州(沖縄除)		132.57	122.01	133.01
全国(沖縄除)		131.83	121.44	131.16

2. 元売別集計価格〈九州（沖縄除）〉

元売名	区分	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
E N E O S		131.61	121.99	135.64
出光昭和シェル		138.01	122.06	131.83
キグナス				
コスモ		128.00	117.70	135.90
その他		124.65	122.31	131.20

3. 月間購入量別価格〈九州（沖縄除）〉

月間購入量	区分	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30キロ リットル未満		133.22	122.13	134.93
30～50キロ リットル未満			122.63	123.47
50～100キロ リットル未満		121.49	120.71	121.20
100キロ リットル以上			121.27	122.47

4. 支払期限別価格〈九州（沖縄除）〉

支払期限	区分	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30日未満		134.99	125.05	134.20
30～60日未満		129.82	121.81	133.01
60日以上		137.71	120.38	121.20

5. 軽油価格推移〈九州（沖縄除）〉

月別	区分	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
2024年10月		126.22	115.62	129.34
2024年11月		125.66	115.56	127.89
2024年12月		126.59	116.97	129.18
2025年1月		131.94	121.18	132.32
2025年2月		132.57	122.01	133.01

※消費税抜きの価格

国交省認定機関による運行管理者等講習の実施について

令和7年度の運行管理者基礎講習および一般講習が、下記のとおり開催されます。
インターネットまたはFAXにて実施機関に直接お申込みください。

【お申込み・お問い合わせ先】

◇(独法)自動車事故対策機構(ナスバ)長崎支所 TEL:095-821-8853

インターネット予約 <https://ks-yoyaku.nasva.go.jp/>

◇(株)おんが自動車学校 TEL:093-293-2359 FAX:093-293-2427

インターネット予約 <https://koshukaiyoyaku.jp/sunsunschool>

◇(有)新西海自動車学校 TEL:0959-27-0136 FAX:0959-27-1778

インターネット予約 http://www.shinsaikai.com/class_unkan.html

※次号より申込用紙は、各実施機関または長崎県トラック協会のホームページよりダウンロードしてください。

(自動車事故対策機構はインターネット予約のみ)

【受講手数料】

基礎講習:8,900円

一般講習:3,200円(協会会員は、全額助成金が適用されます。)

※自動車事故対策機構が実施する「eラーニング(eナスバ)」は、助成金の対象外となります。

講習開始後の返金はできません。当日会場受付にて、なるべくお釣りのないようお願いします。

【持ってくるもの】※今年度より、修了証明の方法が「手帳」から「修了証明書」に変わります。

運行管理者講習手帳(講習手帳をお持ちでない方は、写真1枚「縦3.0cm×横2.4cm」※サイズ厳守)※おんがDSのみ
筆記用具、インターネット予約確認書又は一般講習受講予約申込書(※自動車事故対策機構、おんが自動車学校)

【受付時間及び講習時間】※講師等の都合により時間に変更になることもあります。

実施機関	受付時間	区分	講習時間	
おんが自動車学校	9:00~9:30	基礎講習	1日目	10:00~17:00 ※9:30~オリエンテーション
			2日目	10:00~17:00
			3日目	10:00~15:30
		一般講習	9:30~16:00	
新西海自動車学校	9:30~10:00	基礎講習	1日目	10:00~17:00
			2日目	10:00~17:00
			3日目	10:00~15:00
		一般講習	10:00~16:00	

※自動車事故対策機構主催分はお問い合わせください。

1. 基礎講習

回数	実施日	実施場所	定員	主催
第1回	5月28日(水)~5月30日(金)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	おんが自動車学校
第2回	6月11日(水)~6月13日(金)	長崎市「TBM長崎ビル 地下会議室」	36名	自動車事故対策機構 長崎支所
第3回	6月17日(火)~6月19日(木)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	新西海自動車学校
第4回	7月1日(火)~7月3日(木)	佐世保市「佐世保市労働福祉センター」	50名	新西海自動車学校
第5回	11月11日(火)~11月13日(木)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	新西海自動車学校
第6回	12月2日(火)~12月4日(木)	佐世保市「佐世保市労働福祉センター」	50名	新西海自動車学校
第7回	【予定】12月10日(水)~12月12日(金)	長崎市「TBM長崎ビル 地下会議室」	36名	自動車事故対策機構 長崎支所

2. 一般講習

回数	実施日	実施場所	定員	主催	
第1回	5月27日(火)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	おんが自動車学校	
第2回	6月20日(金)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	新西海自動車学校	
第3回	6月26日(木)	五島市「福江文化会館」	30名	新西海自動車学校	
第4回	6月27日(金)	新上五島町「有川鯨賓館」	20名	新西海自動車学校	
第5回	7月3日(木)	佐世保市「アルカスSASEBO 3階 会議室」	30名	自動車事故対策機構 長崎支所	★
第6回	7月10日(木)	佐世保市「佐世保市労働福祉センター」	50名	新西海自動車学校	
第7回	7月11日(金)	長崎市「長崎市民会館 大会議室」	50名	自動車事故対策機構 長崎支所	
第8回	7月24日(木)	島原市「有明文化会館」	80名	新西海自動車学校	
第9回	8月1日(金)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	新西海自動車学校	
第10回	8月23日(土)	北松佐々町「佐々町文化会館」	30名	新西海自動車学校	
第11回	8月28日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」	22名	自動車事故対策機構 長崎支所	★
第12回	9月3日(水)	佐世保市「佐世保市労働福祉センター」	50名	新西海自動車学校	
第13回	9月11日(木)	時津町「北部コミュニティセンター」	50名	新西海自動車学校	
第14回	9月29日(月)	大村市「サンスパおおむら」	40名	新西海自動車学校	
第15回	10月9日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」	22名	自動車事故対策機構 長崎支所	★
第16回	10月22日(水)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	新西海自動車学校	
第17回	10月26日(日)	西海市「新西海自動車学校」	30名	新西海自動車学校	
第18回	11月6日(木)	大村市「サンスパおおむら」	40名	新西海自動車学校	
第19回	11月22日(土)	佐世保市「佐世保市労働福祉センター」	50名	新西海自動車学校	
第20回	12月5日(金)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	新西海自動車学校	
第21回	12月11日(木)	平戸市「田平町民センター」	30名	新西海自動車学校	
第22回	1月15日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」	22名	自動車事故対策機構 長崎支所	★
第23回	1月21日(水)	佐世保市「佐世保市労働福祉センター」	50名	新西海自動車学校	
第24回	1月30日(金)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	おんが自動車学校	
第25回	3月5日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」	22名	自動車事故対策機構 長崎支所	★

★は講師資格者の下、事前収録した動画を視聴する形式

基礎講習 受講申込書

西暦 年 月 日

事業所名： _____

事業所〒： _____

事業所住所： _____

申込責任者： _____

連絡先 (TEL) _____ (FAX) _____

申込責任者メールアドレス： _____ @ _____

事業の種類 (該当するものに○)	バス	ハイ・タク	トラック (軽貨物を含む)	その他 ()
---------------------	----	-------	------------------	------------

ふりがな (男・女)	事業用自動車の 運行管理者経験が 1年未満の者 (○印をする)	受講の目的 (○印をする)	現在の職名 (○印をする)	手帳の有無 (○印をする)	受講希望月日
①番 _____ (西暦 年 月 日)	1年未満	1. 運行管理者選任要件を得る 2. 運行管理者試験資格取得 3. 補助者の選任要件を得る 4. その他 ()	1. 運行管理者 2. 補助者 3. その他	有・無	月 日 より3日間
②番 _____ (西暦 年 月 日)	1年未満	1. 運行管理者選任要件を得る 2. 運行管理者試験資格取得 3. 補助者の選任要件を得る 4. その他 ()	1. 運行管理者 2. 補助者 3. その他	有・無	月 日 より3日間
③番 _____ (西暦 年 月 日)	1年未満	1. 運行管理者選任要件を得る 2. 運行管理者試験資格取得 3. 補助者の選任要件を得る 4. その他 ()	1. 運行管理者 2. 補助者 3. その他	有・無	月 日 より3日間
④番 _____ (西暦 年 月 日)	1年未満	1. 運行管理者選任要件を得る 2. 運行管理者試験資格取得 3. 補助者の選任要件を得る 4. その他 ()	1. 運行管理者 2. 補助者 3. その他	有・無	月 日 より3日間

*現在の職名欄中、「運行管理者」とは運輸支局長(沖縄にあつては陸運事務所長)に選任の届出を行ったものとする。

*修了書の作成間違い防止の為、氏名は丁寧に書き、また性別は○で囲んでください。

****ご確認ください****

運行管理者試験を受験予定の方は、以下の□に✓を記入して下さい。

運行管理者試験センターへの受講名簿提出と基礎講習修了書(複写)の送付に同意する

①番の方:□ ②番の方:□ ③番の方:□ ④番の方:□

全日本トラック協会指定 福岡/佐賀/長崎/熊本/大分/宮崎/鹿児島/沖縄 各県トラック協会指定
総合交通教育センター福岡

DA ONGA **ドライビングアカデミー ONGA**

(株)おんが自動車学校

TEL 093-293-2359 / FAX 093-293-2427

一般講習 受講申込書



西暦 年 月 日

事業所名： _____

〒 _____

事業所の住所： _____

申込責任者名： _____

連絡先 (TEL) _____ (FAX) _____

申込責任者メールアドレス： _____ @ _____

事業の種類 (該当するものに○)	バス	ハイ・タク	トラック (軽貨物を含む)	その他 ()
---------------------	----	-------	------------------	------------

ふりがな (男・女)	事業所 (営業所) の名称	現在の職名 (○印をする)	手帳の有無 (○印をする)	受講希望月日
受講者の氏名 (西暦生年月日)				
(男・女)		1 運行管理者※ 2 補助者 3 その他	有・無	月 日
(西暦 年 月 日)				
(男・女)		1 運行管理者※ 2 補助者 3 その他	有・無	月 日
(西暦 年 月 日)				
(男・女)		1 運行管理者※ 2 補助者 3 その他	有・無	月 日
(西暦 年 月 日)				
(男・女)		1 運行管理者※ 2 補助者 3 その他	有・無	月 日
(西暦 年 月 日)				

※現在の職名欄中「運行管理者」とは、運輸支局長（沖縄にあつては陸運事務所長）に選任の届け出を行ったものとする。

* 修了書の作成間違い防止の為、氏名は丁寧に書き頂き、また性別は○で囲んでください。

全日本トラック協会指定 福岡/佐賀/長崎/熊本/大分/宮崎/鹿児島/沖縄 各県トラック協会指定
総合交通教育センター福岡



(株)おんが自動車学校

TEL 093-293-2359 / FAX 093-293-2427



基礎講習受講予約申込書

申込日 令和 年 月 日

(受付済印)

(フリガナ)

事業所名(営業所名) _____
〒 _____

事業所住所 _____

申込責任者名 _____

連絡先(TEL) _____ ※ (FAX) _____

※受付完了後に「受付済」の印を押して返信FAXをしますので必ずご記入下さい。

○受付 9時30分～ ○会場 長崎県トラック協会 ・ 佐世保市労働福祉センター
○講習時間 10時00分～17時00分(最終日は15時00分まで)

フリガナ 受講者の氏名 (生年月日) ※修了証明書作成のデータとなりますので 正確にご記入ください	希望する 講習の種類 (番号○印)	受講の目的 (番号○印)	受講の情報 提供の同意 (☑印)	受講日 (3日間)
フリガナ: (昭和・平成 年 月 日)	1 旅客 2 貨物	1 運行管理者試験受験資格 2 運行管理者選任要件 3 補助者選任要件 4 その他	<input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない	月 日 ～ 月 日
フリガナ: (昭和・平成 年 月 日)	1 旅客 2 貨物	1 運行管理者試験受験資格 2 運行管理者選任要件 3 補助者選任要件 4 その他	<input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない	月 日 ～ 月 日
フリガナ: (昭和・平成 年 月 日)	1 旅客 2 貨物	1 運行管理者試験受験資格 2 運行管理者選任要件 3 補助者選任要件 4 その他	<input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない	月 日 ～ 月 日
フリガナ: (昭和・平成 年 月 日)	1 旅客 2 貨物	1 運行管理者試験受験資格 2 運行管理者選任要件 3 補助者選任要件 4 その他	<input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない	月 日 ～ 月 日
フリガナ: (昭和・平成 年 月 日)	1 旅客 2 貨物	1 運行管理者試験受験資格 2 運行管理者選任要件 3 補助者選任要件 4 その他	<input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない	月 日 ～ 月 日

注1) 個人でお申し込みの方は、事業所名欄に個人名を、事業所住所欄に本人住所を記入して下さい。
注2) 「受講の情報提供の同意」とは、受験資格確認事務の円滑を図るため、運行管理者試験センターへの講習受講の情報提供を行なうものです。また、国土交通省へも受講情報を提供いたします。

※ウイルス感染対策については各人でマスク着用等行って下さい。

※講習会場は自動車学校ではありませんのでお間違いのないようお願いいたします。

※ 申 込 先 ※

新 西 海 自 動 車 学 校
 西海市西彼町上岳郷1238-3 TEL 0959-27-0136

FAX送信先 0959-27-1778



一般講習受講予約申込書

申込日 令和 年 月 日

(受付済印)

(フリガナ)

事業所名 (営業所名)
〒 -

事業所住所

申込責任者名

連絡先 (TEL) ※ (FAX)

※受付完了後に「受付済」の印を押して返信FAXをしますので必ずご記入下さい。

○受付 9時30分～	○会場 長崎県トラック協会・佐世保市労働福祉センター・サンスパおおむら
○講習時間 10時00分～16時00分	時津北部コミュニティセンター・有明文化会館・田平町民センター・佐々町文化会館 福江文化会館・鯨賓館・新西海自動車学校

事業所の種類 (○印をする)	バス	ハイ・タク	トラック	その他 ()
---------------------	----	-------	------	------------

フリガナ 受講者の氏名 (生 年 月 日) ※修了証明書作成のデータとなりますので 正確にご記入ください	現在の職名 (番号○印)	運行管理者 選任年月日	受講日
フリガナ: (昭和・平成 年 月 日)	1 運行管理者 2 補助者 3 その他	昭和・平成・令和 年 月 日	月 日
フリガナ: (昭和・平成 年 月 日)	1 運行管理者 2 補助者 3 その他	昭和・平成・令和 年 月 日	月 日
フリガナ: (昭和・平成 年 月 日)	1 運行管理者 2 補助者 3 その他	昭和・平成・令和 年 月 日	月 日
フリガナ: (昭和・平成 年 月 日)	1 運行管理者 2 補助者 3 その他	昭和・平成・令和 年 月 日	月 日
フリガナ: (昭和・平成 年 月 日)	1 運行管理者 2 補助者 3 その他	昭和・平成・令和 年 月 日	月 日

注1)「運行管理者選任年月日」欄中の「運行管理者」とは、運輸支局長に選任届けがなされている方です。

注2) 運行管理者講習の受講の情報は、国土交通省に提供いたします。

※ウイルス感染対策については各人でマスク着用等行って下さい。

※講習会場は開催日によって異なりますのでお間違いのないようお願いいたします。

※ 申 込 先 ※



新西海自動車学校

西海市西彼町上岳郷1238-3 TEL 0959-27-0136

FAX送信先 0959-27-1778



～職員人事異動のお知らせ～

令和7年4月1日付けで人事異動が発令されましたのでお知らせします。

川 浪 梓 美	新	総務部総務課長 兼 総務部交付金事業課長
	旧	総務部交付金事業課長 兼 総務部総務課庶務係長
佐 藤 佳代子	新	総務部業務課長 兼 適正化事業部適正化事業課長
	旧	総務部交付金事業係長
本 村 彩	新	総務部総務課庶務係長 兼 総務部総務課経理係長
	旧	総務部総務課主任
岩 崎 孝 輔	新	総務部交付金事業課主任 兼 適正化事業部企画係主任
	旧	適正化事業部係 兼 総務部業務課係 兼 総務部交付金事業課係

適性診断（初任・適齢）及び安全運転研修について

令和7年度に実施する適性診断（初任・適齢）及び安全運転研修（講習）は下記のとおりです。

お申し込みについては直接各実施機関へ行って下さい。

講習の受講料は無料（協会が全額助成）となりますが、各講習会の受講者数に制限がありますのでご注意ください。

◆適性診断（初任・適齢） *開催予定表 A

- ①開催場所・講習実施機関：新西海自動車学校東長崎事務所（長崎県トラック協会研修会館）
- ②診断日：毎月（2月, 3月を除く）
- ③備考：特定の運転者（新たに運転者として選任した者、65才以上の運転者）が対象となる適性診断

◆初任運転者向け

・初任運転者特別指導講習会 *開催予定表 B

- ①開催場所・講習実施機関：新西海自動車学校東長崎事務所（長崎県トラック協会研修会館）
- ②講習日程：2日間（年10回開催予定）
- ③備考：指導監督指針内容（12項目15時間）による座学（一部実車を用いた内容含む）での講習

・安全運転研修（初任運転者コース） *開催予定表 D

- ①開催場所・講習実施機関：おんが自動車学校（福岡県）
- ②講習日程：2日間（年8回開催予定）
- ③備考：指導監督指針内容（12項目15時間）及び安全確保に資する内容を含む実技を中心とした講習

◆高齢運転者向け

・高齢運転者安全運転研修 *開催予定表 C

- ①開催場所・講習実施機関：新西海自動車学校（西海市）
- ②講習日程：1日間（年1回開催予定）
- ③備考：高齢運転者における安全運転意識向上及び運転技術の改善を図るための講習

◆一般運転者向け

・安全運転研修（一般運転者コース） *開催予定表 D

- ①開催場所・講習実施機関：おんが自動車学校（福岡県）
- ②講習日程：2日間（年8回開催予定）
- ③備考：指導監督指針内容（12項目）及びより安全確保に資する内容を含む実技を中心とした講習

◆添乗指導者向け

・添乗（同乗指導者研修） *開催予定表 E

- ①開催場所・講習実施機関：おんが自動車学校（福岡県）
- ②講習日程：2日間（年1回開催予定）
- ③備考：運転者と同乗し、市街地走行などの運転行動を観察し指導ができる添乗者（同乗）育成のための研修

※おんが自動車学校で開催する研修（開催予定表D）では、一部内容が初任運転者、一般運転者の同時受講となります。

開催予定表

		診断・講習種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
長崎開催 (新西海)	A	適性診断（初任・適齢）	15・16	21	9・10	15	26・27	17	6・7	18	16・17	14
	B	初任運転者特別指導講習会	17~18	22~23	11~12	16~17	28~29	18~19	8~9	19~20	18~19	15~16
	C	高齢運転者安全運転研修						10				
福岡開催 (おんが)	D	一般・初任貨物運転者研修		24~25	7~8 14~15	5~6		6~7	11~12	8~9		17~18
	E	添乗（同乗）指導者研修						27~28				
	全	一般・初任運転者研修	12~14		21~23					15~17		
	ト	添乗・指導管理者研修		17~19		19~21						
	協	一般・事故再発防止研修							18~20			

※行事等により日程が変更となる場合があります。 ※全ト協指定コースについての詳細は協会へお問合せ下さい。

【お問い合わせ先】 長崎県トラック協会（担当：岩崎・川浪）：TEL 095-838-2281 / FAX 095-839-8508
 新西海自動車学校（担当：横坂・植田）：TEL 0959-27-0136 / FAX 0959-27-1778
 おんが自動車学校（担当：江頭・山口）：TEL 093-293-2359 / FAX 093-293-2427



申 込 書

(適性診断・初任運転者特別指導講習)

(受 付 済 印)

申込日 令和 年 月 日

(フリガナ)
事業所名 (営業所名) _____

〒 _____

事業所住所 _____

申込責任者名 _____

連絡先 (TEL) _____ (FAX) _____

※受付完了後に「受付済」の印を押して返信 FAX をしますので必ずご記入下さい。

	フリガナ 受講者氏名	適性診断 (診断種類に☑ 受診日を記入)	初任講習 (受講日を記入)	☆適性診断受診日時 (自動車学校記入欄)
	生年月日 (年齢)			
1	_____ 昭和・平成 年 月 日 (歳)	<input type="checkbox"/> 初任 <input type="checkbox"/> 適齢 (月 日) <input type="checkbox"/> 受診しない	<input type="checkbox"/> 受講する (月 日 ~ 月 日) <input type="checkbox"/> 受講しない	月 日 時 分開始
2	_____ 昭和・平成 年 月 日 (歳)	<input type="checkbox"/> 初任 <input type="checkbox"/> 適齢 (月 日) <input type="checkbox"/> 受診しない	<input type="checkbox"/> 受講する (月 日 ~ 月 日) <input type="checkbox"/> 受講しない	月 日 時 分開始
3	_____ 昭和・平成 年 月 日 (歳)	<input type="checkbox"/> 初任 <input type="checkbox"/> 適齢 (月 日) <input type="checkbox"/> 受診しない	<input type="checkbox"/> 受講する (月 日 ~ 月 日) <input type="checkbox"/> 受講しない	月 日 時 分開始

【実施場所】 長崎県トラック協会研修会館 (新西海自動車学校東長崎事務所)
所在地: 長崎市松原町2651-3

【適性診断お申し込みの方】

- ※「受診日時」は原則として申込順に自動車学校が決定し通知いたします。
- ※開始時間 10 分前にはお越しください。尚、時間に遅れた場合は受診できません。(受診時間は約 2 時間)
- 持参品 ①運転免許証 ②受診料金 事業所負担 1,000 円 (残りは県トラック協会の助成となります)

【初任講習お申し込みの方】

- 受付時間 8:30 ~ 9:00
- 講習時間 9:00 ~ 17:30
- 持参品 筆記用具、ヘルメット及び手袋 (2 日目のみ必要)
- その他 ・昼食(弁当)を希望される方は当日に受付いたします。
・申込期限は、開催日2日前 (ただし、定員になり次第締め切りとなります)

★ウイルス感染対策については各人でマスク着用等行って下さい。

申込先

新西海自動車学校

※実施場所ではありませんのでお間違いのないようお願いいたします

西海市西彼町上岳郷 1 2 3 8 - 3
TEL 0 9 5 9 - 2 7 - 0 1 3 6

FAX 送信先 0 9 5 9 - 2 7 - 1 7 7 8

高齢運転者安全運転研修申込書

令和 年 月 日

受付済印

事業所名

〒 -

事業所住所

申込責任者名

予約確認書を FAX しますので必ずご記入下さい。

(TEL)

(FAX)

	フリガナ	日頃乗務している 車両の種類 (該当するすべてに○印)	適齢診断の受診希望	☆後日、自動車学校 で適性診断の受診を 希望する場合は☑
	受講者氏名		研修当日、適齢診断の受診を希望するか☑ ※受診時間は約2時間	
	生年月日(年齢)			
1		大型・中型・準中型 ・普通・その他	<input type="checkbox"/> 研修当日の受診希望 (□15:00～ □16:30～)	<input type="checkbox"/> 希望する (自動車学校記入欄) 月 日 時 分開始
	昭和 年 月 日(歳)		<input type="checkbox"/> 希望しない	
2		大型・中型・準中型 ・普通・その他	<input type="checkbox"/> 研修当日の受診希望 (□15:00～ □16:30～)	<input type="checkbox"/> 希望する (自動車学校記入欄) 月 日 時 分開始
	昭和 年 月 日(歳)		<input type="checkbox"/> 希望しない	
3		大型・中型・準中型 ・普通・その他	<input type="checkbox"/> 研修当日の受診希望 (□15:00～ □16:30～)	<input type="checkbox"/> 希望する (自動車学校記入欄) 月 日 時 分開始
	昭和 年 月 日(歳)		<input type="checkbox"/> 希望しない	

【実施日】 令和7年9月10日(水)

【実施場所】 新西海自動車学校

【研修時間等】 ●受付時間 9:00～9:30
●研修時間 9:30～15:00
●実施場所 新西海自動車学校
●その他 昼食(弁当)の希望有無は別途案内予定

- ・研修当日に適性診断の受診を希望される場合、人数が限られていますので先着順といたします。
後日の受診日については、別途日程の打ち合せをいたします。(適性診断の受診料は、一部事業所負担)
- ・「運転者に対して行う指導及び監督の指針」による適性診断の結果を踏まえて行う指導は含まれていません。
- ・ウイルス感染対策については各人でマスク着用等行って下さい。

新西海自動車学校

西海市西彼町上岳郷1238-3

TEL 0959-27-0136

FAX 0959-27-1778

貨物自動車ドライバー等安全運転研修 申込書

【ドライビングアカデミーONGA（おんが自動車学校）用】

公益社団法人 長崎県トラック協会長 殿

会社住所	〒 -		
会社名称			
営業所名			
代表者名			
担当者名		担当者携帯	
連絡先	TEL	FAX	

弊社（店）従業員に対する安全運転研修を下記のとおり計画いたしましたので、申込書を提出致します。

1. 希望コース（希望するコースを1つ選び、選択欄に○印を付けてください。）

No.	研修内容	選択欄(○印)
1	一般運転者研修 2日(13時間)	
2	初任運転者研修 2日(15時間)	
3	添乗(同乗)指導者研修 2日(13時間) ※初任運転者に対する特別な指導の実技20時間以上の市街地走行などの運転行動を観察し、助言指導ができるための研修	

2. 受講者及び研修コース

①希望研修コースは、上記1の研修No.を記入してください。

②受講者の日当交通費等については、助成の対象とはなっておりません。

フリガナ 受講者氏名	性別	年齢	生年月日	採用 年月日	希望研修コース		初任診断(希望者) 別途診断料が必要です
					研修No.	講習日	
	男		年	年			希望する・しない
	女	歳	月 日	月 日			指導要領: 要・不要
	男		年	年			希望する・しない
	女	歳	月 日	月 日			指導要領: 要・不要

※交通費助成申請 離島地区外: 5千円 離島地区(五島、上五島、奄岐、対馬): 1万円

【注意】

※ 研修1回あたり1事業者2名まで

※ 受講料(55,440円)に係る助成金は協会から研修機関へ、交通費助成は会員へ交付します。

※ 研修受講後は、速やかに実績報告書を提出して下さい。

※ お申し込みは、当申込書を講習日の10日前までに、下記の研修施設へFAXで提出してください。

・**ドライビングアカデミーONGA（おんが自動車学校）FAX 093-293-2427**

※初任診断で指導要領(管理者用)が必要な場合は別途、発行料金(200円)をいただきます。

○事務処理欄(記入しないでください。)

受付印

適正化だより

令和6年度適正化事業活動状況（R6年4月～R7年3月）

長崎県適正化事業実施機関

長崎県貨物自動車運送適正化事業実施機関（以下「長崎県実施機関」という。）における令和6年度適正化事業活動状況は以下のとおりである。

1. 適正化事業の公正・着実な推進

(1) 運輸支局等との連携による速報制度及び労基特別巡回指導等への適切な対応並びに総合評価がD・Eなどの事業者重点化した巡回指導の実施【重点項目】

- ① 運輸支局等と連携して、速報制度及び労基特別巡回指導へ適切に対応するとともに、総合評価がD・Eなどの事業者重点化した巡回指導を実施し、法令遵守の徹底を図る。新規許可事業者に係る新規巡回指導については、営業所、車庫及び休憩・睡眠施設の現地確認を含め、的確に実施する。また、法令を遵守しない悪質事業者に対し、運輸支局による早期監査、行政処分を実施するため、迅速な情報提供を図る。

【進捗状況】
速報制度については、巡回指導時に悪質な法令違反が判明した場合、概ね1週間以内に長崎運輸支局に通報するなど制度の円滑かつ効果的な推進を図るが、令和6年度においては、1件通報した。

	速報 件数	内 訳				
		点呼	運管不在	整管不在	定期点検	E評価等
H25年10月～R6年3月	28	11	9	15	2	0
R6年4月～R7年3月	1	0	0	0	1	0
計	29	11	9	15	3	0

「新規許可事業者に係る新規巡回指導」については、6事業者に対して新規巡回指導を実施するなど、円滑かつ効果的な推進を図った。指導結果は、B評価1件、C評価2件、D評価2件、E評価1件となった。
「乗務時間等告示違反営業所に対する巡回指導」については、3事業所に対して特別巡回を実施するなど、長崎運輸支局との緊密な連絡調整を行い、円滑かつ効果的な推進を図った。
「総合評価がD・E事業所に対する巡回指導」については、28事業所が対象となり、巡回指導を行った結果、26事業所（93%）がC評価以上となった。再度D・Eと判定された事業所及び今年度新たにD・Eと判定された事業所に対しては半年後に巡回指導を実施することとなる。

- ② 巡回指導対象事業者の選定に際しては、「巡回指導の指針」を踏まえ、運輸局等の監査方針等との連携を十分に図る。
③ 巡回指導等により事業者から収集した悪質な荷主の情報を運輸支局トラックGメンに提供し、法に基づく措置を実施するため、迅速な情報提供を図る。

【進捗状況】
Gメン調査員業務（①巡回指導時のトラック事業者からの情報収集、②電話、訪問等によるトラック事業者からの情報収集、③荷主・元請事業者への電話・訪問調査及び現場確認、④荷主・元請事業者等への周知、協力要請等）のうち、令和6年度は長崎運輸支局との協議により、①、②、④の業務を行うことし、運輸支局と連携し対応した。

- ④ 運輸支局との連絡会議を定期的に行い、適正化実施機関の活動状況（巡回指導結果や指導事項の改善状況等）の報告、連絡を密にするとともに、諸課題への迅速かつ適切な対応を図る。

【進捗状況】
長崎運輸支局と連絡会議（7月19日）、幹事会（毎月1回）を開催し、適正化事業に係る諸課題について意見交換等を行うとともに、連絡体制を密にし、諸課題への迅速かつ適切な対応を図った。

(2) 働き方改革関連法や改正改善基準告示の周知及び改正貨物自動車運送事業法の遵守の徹底【重点項目】

- ① 改正貨物自動車運送事業法については、法令遵守の徹底を図るとともに、巡回指導等を通じて改正

内容及び施行時期について、リーフレットを活用して周知徹底を図る。また、「標準的な運賃」及び「標準運送約款」が見直しされることから、見直し後の「標準的な運賃」及び「標準運送約款」について周知を図るとともに届出等の促進を図る。

- ② 令和6年4月に適用される改正改善基準告示について、巡回指導等にリーフレットを活用して周知徹底を図る。

【進捗状況】

改正改善基準告示等については、巡回指導等にリーフレットを活用し周知徹底を図った。また、「トレーラの安全な使用及び関係法令に係る研修会（11/11）」「過労死等防止対策セミナー（11/21）」「改正物流法説明会（3/7）」を開催し、啓発に努めた。

(3) 「巡回指導の指針」及び「巡回指導マニュアル」に基づく巡回指導の徹底【重点項目】

- ① 巡回指導については、「巡回指導の指針」及び「巡回指導マニュアル」に基づき、効果的・効率的な指導の実施に努め、改正改善基準告示等の適切な指導を実施する。
- ② 平成30年度に巡回指導項目に追加された「運輸安全マネジメント」について、事業者の安全意識の向上及び効果的な取組が推進されるよう適切な指導に努める。
- ③ 巡回指導は事業者等に対し直接的な指導が可能な機会であること及び安全性評価事業の法令遵守状況に係る評価項目でもあることから、公正かつ着実な実施を期すこととする。
- ④ 新規事業者、総合評価が低い事業者等、指導の必要性が高い事業者等に重点をおいた指導内容及び巡回頻度とし、中でもE評価又はD評価の事業所に対しては、適正化情報システムの一覧表示を活用しつつ、適切な頻度で的確に実施するとともに、改善指導を徹底し、事業者等の自立的な改善を促進する。
- ⑤ 適正化事業指導員の専任化の推進等により、長崎県実施機関の指導体制の強化に努めるとともに、巡回指導実施目標件数の達成に努める。
- ⑥ 小規模グループ研修における調査手法や判定・指導方法についてのグループ討議等を実施し、巡回指導の評価手法の均一化を図る。

【進捗状況】

「巡回指導の指針」及び「巡回指導マニュアル」等に基づき、厳格な運用を徹底し、通常巡回、新規巡回（新規事業者・新設営業所）、労基特別巡回等を302事業所（通常282件、新規16件、特別4件）に対して効果的・効率的に実施した。なお、巡回指導の対象事業者の選定にあたっては適正化情報システムを活用し、指導の必要性が高い事業者を選定した。巡回指導の判断基準の均一化については、8月に福岡県で巡回指導における調査手法、評価の視点等の意見交換を目的に小規模グループ研修（佐賀・福岡・熊本・大分・長崎）を開催した。

(4) 輸送秩序確立等に係る指導及び広報啓発活動の推進

- ① 巡回指導において、社会保険等が未加入又は保険料未納付であることが確認された場合には、社会保険制度に関する周知を図るとともに、加入又は保険料納付の徹底を的確に指導する。また、定期通報事案として運輸支局等に報告する。
- ② 適正な運送取引の確保、運送契約の書面化の推進及び輸送秩序を阻害する要因の排除を期すため、事業者及び荷主企業並びに一般消費者に対する広報啓発活動について、全国実施機関と連携・協力し、積極的に推進する。
- ③ 全国実施機関作成の各種啓発リーフレット等を巡回指導時に配布し、運行・車両管理等に対する的確な指導に努める。
- ④ 巡回指導時に相対する事業者及び運行管理者に対して、国の制度改正等について周知徹底を図る。
- ⑤ 労働基準法改正に伴う時間外労働の上限規制等、法令を遵守するよう管理ソフトを用いて指導する。

【進捗状況】

社会保険等への加入については、巡回指導時に周知徹底を図り、未加入事業者が確認された場合は、長崎運輸支局へ定期通報事案として報告することとされているが、社会保険等（労働保険、健康保険

・厚生年金保険）に係る未加入事業者はなかった。運送契約の書面化の推進や国の制度改正等については、各種啓発リーフレット等を活用し、事業主・運行管理者等に対し指導・啓発に努めた。また、一般消費者に対する啓発活動として、テレビCMやイベントへの参加、物流出前授業の実施などを行った。

(5) 適正・円滑な苦情処理

- ① 貨物自動車運送事業者及び利用者等からの苦情に対して、体制の充実、対応マニュアルの活用等を促進し、適正かつ円滑な処理に努める。
- ② 苦情情報については、情報処理システムに登録することにより、適切な管理及び活用を行う。

【進捗状況】
 苦情処理については、19件（危険運転16件、その他3件）の苦情があり、適切な対応を図った。

2. ウイルス等の感染防止対策を踏まえた巡回指導の実施

- ① ウイルス等の感染防止対策を図りつつ巡回指導を実施する。

3. 安全性評価事業「Gマーク制度」への協力

- ① 全国実施機関が実施する安全性評価事業に関し、事業者等への周知、申請受付業務及び巡回指導の優先的な実施等により、安全性評価事業の円滑・適正な実施に協力し、トラック事業全体の安全性の向上に努める。
- ② 巡回指導等を通じ、新規申請事業所の掘り起こしや、更新対象事業所が確実に更新手続きを行うよう積極的な助言・指導を行う等本制度の普及啓発に努める。
- ③ 安全性評価事業を事業者及び荷主企業並びに一般消費者に広く周知するための広報啓発活動については、全国実施機関と連携・協力して各種広告媒体等を活用し相乗効果を高める等「Gマーク制度」の認知度アップ対策を積極的に実施する。

【進捗状況】
 巡回指導時等において、事業者への周知、相談に的確に対応するとともに、事業者向け説明会を開催し、新規取得希望事業者を中心に24社30名の参加があった。
 また、7月以降の受付業務、8月以降の申請事業所に係る巡回指導の実施等全国実施機関と連携し、本事業の推進に積極的に協力した。
 令和6年度は、80事業所からの申請があり、76事業所（新規10件、初更新10件、2更新16件、3更新11件、4更新14件、5更新9件、6更新6件）が認定を受けた。

4. 評議委員会の適切な運営

- ① 長崎県実施機関の事業活動の適切な推進を図るために設置した評議委員会の運営にあたっては、全国実施機関が示した「評議委員会の適切な運営方」に基づき、地域の実情に即した課題を積極的に語り、有識者等からの意見を事業に反映する等適切な運営を図るとともに、全国実施機関並びに運輸支局等との連携にも充分配意する。
- ② 運輸支局等の出席者による積極的な助言・協力の下に評議委員会を積極的に推進する。

【進捗状況】
 全国実施機関策定の「評議委員会の開催方」に基づき、評議委員会を開催し、貨物自動車運送事業法第39条に掲げる諸事業（事業所指導、輸送秩序対策、行政との連携等）の推進状況の報告など適切な対応を図った。

5. 長崎県実施機関の適切な運営体制の確立

長崎県実施機関の中立性・透明性を確保するため、事務室についてはトラック協会の他部門との間仕切り、表示の設置等により区分するとともに、運営体制について、適正化事業が円滑かつ的確に運営されるよう必要に応じて見直しを行う。

【進捗状況】
 トラック協会の他部門と表示の設置等により区分化を図り、中立性・透明性を図った。

令和7年度 適正化事業活動指針

長崎県適正化事業実施機関

長崎県貨物自動車運送適正化事業実施機関（以下「長崎県実施機関」という。）は、令和6年度における適正化事業の実施状況を踏まえ、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関（以下「全国実施機関」という。）が示した「令和7年度適正化事業活動指針」に基づき、貨物自動車運送適正化事業の一層の推進及び効果的な活動を図るため、令和7年度適正化事業活動指針を次のとおり策定する。

1. 適正化事業の公正・着実な推進

(1) 運輸支局等との連携による速報制度及び労基特別巡回指導等への適切な対応並びに総合評価がD・Eなどの事業者に重点化した巡回指導の実施【重点項目】

- ① 運輸支局等と連携して、速報制度及び労基特別巡回指導へ適切に対応するとともに、総合評価がD・Eなどの事業者に重点化した巡回指導を実施し、法令遵守の徹底を図る。新規許可事業者に係る新規巡回指導については、営業所、車庫及び休憩・睡眠施設の現地確認を含め、的確に実施する。また、法令を遵守しない悪質事業者に対し、運輸支局による早期監査、行政処分を実施するため、迅速な情報提供を図る。
- ② 巡回指導対象事業者の選定に際しては、「巡回指導の指針」を踏まえ、運輸局等の監査方針等との連携を十分に図る。
- ③ 巡回指導等により事業者から収集した悪質な荷主の情報を運輸支局トラックGメンに提供し、法に基づく措置を実施するため、迅速な情報提供を図る。
- ④ 運輸支局との連絡会議を定期的で開催し、適正化実施機関の活動状況（巡回指導結果や指導事項の改善状況等）の報告、連絡を密にするとともに、諸課題への迅速かつ適切な対応を図る。

(2) 運輸支局等との連携による事業者の法令遵守を妨げる違反原因行為に関する荷主情報の収集の徹底【重点項目】

- ① 巡回指導、電話・訪問調査等により、事業者の法令遵守を妨げる違反原因行為に関する荷主等の情報を積極的に収集し、荷主等への是正指導を行うため、運輸支局トラック・物流Gメンに迅速な情報提供を図る。
- ② 運輸支局トラック・物流Gメンと連携し、荷主等に対して違反原因行為の防止・改善について協力要請を図る。
- ③ 当該運輸支局との連絡会議を定期的で開催し、適正化実施機関の活動状況（調査業務結果等）の報告、連絡を密にするとともに、諸課題への迅速かつ適切な対応を図る。

(3) 働き方改革関連法や改正改善基準告示の周知及び改正貨物自動車運送事業法の遵守の徹底【重点項目】

- ① 働き方改革関連法や改正貨物自動車運送事業法について、巡回指導等を通じてリーフレットを活用し法令遵守の徹底を図るとともに、「標準的な運賃」及び「標準運送約款」について周知を図り届出等の促進を図る。
- ② 巡回指導等において、改正改善基準告示等に係るリーフレットを活用して周知徹底を図る。

(4) 「巡回指導の指針」及び「巡回指導マニュアル」に基づく巡回指導の徹底【重点項目】

- ① 巡回指導については、「巡回指導の指針」及び「巡回指導マニュアル」に基づき、効果的・効率的な指導の実施に努め、改正改善基準告示等の適切な指導を実施する。
- ② 平成30年度に巡回指導項目に追加された「運輸安全マネジメント」について、事業者の安全意識の向上及び効果的な取組が推進されるよう適切な指導に努める。
- ③ 巡回指導は事業者等に対し直接的な指導が可能な機会であること及び安全性評価事業の法令遵守状況に係る評価項目でもあることから、公正かつ着実な実施を期すこととする。
- ④ 新規事業者、総合評価が低い事業者等、指導の必要性が高い事業者等に重点をおいた指導内容及び巡回頻度とし、中でもE評価又はD評価の事業所に対しては、適正化情報システムの一覧表示を活用しつつ、適切な頻度で的確に実施するとともに、改善指導を徹底し、事業者等の自立的な改善を促進する。

- ⑤ 適正化事業指導員の専任化の推進等により、長崎県実施機関の指導体制の強化に努めるとともに、巡回指導実施目標件数の達成に努める。
- ⑥ 小規模グループ研修における調査手法や判定・指導方法についてのグループ討議等を実施し、巡回指導の評価手法の均一化を図る。

(5) 輸送秩序確立等に係る指導及び広報啓発活動の推進

- ① 巡回指導において、社会保険等が未加入又は保険料未納付であることが確認された場合には、社会保険制度に関する周知を図るとともに、加入又は保険料納付の徹底を的確に指導する。
また、定期通報事案として運輸支局等に報告する。
- ② 適正な運送取引の確保、運送契約の書面化の推進及び輸送秩序を阻害する要因の排除を期すため、事業者及び荷主企業並びに一般消費者に対する広報啓発活動について、全国実施機関と連携・協力し、積極的に推進する。
- ③ 全国実施機関作成の各種啓発リーフレット等を巡回指導時に配布し、運行・車両管理等に対する的確な指導に努める。
- ④ 巡回指導時に相対する事業者及び運行管理者に対して、国の制度改正等について周知徹底を図る。
- ⑤ 労働基準法改正に伴う時間外労働の上限規制等、法令を遵守するよう管理ソフトを用いて指導する。

(6) 適正・円滑な苦情処理

- ① 貨物自動車運送事業者及び利用者等からの苦情に対して、体制の充実、対応マニュアルの活用等を促進し、適正かつ円滑な処理に努める。
- ② 苦情情報については、情報処理システムに登録することにより、適切な管理及び活用を行う。

2. ウイルス等の感染防止対策を踏まえた巡回指導の実施

- ① ウイルス等の感染防止対策を図りつつ巡回指導を実施する。

3. 安全性評価事業「Gマーク制度」への協力

- ① 全国実施機関が実施する安全性評価事業に関し、事業者等への周知、申請受付業務及び巡回指導の優先的な実施等により、安全性評価事業の円滑・適正な実施に協力し、トラック事業全体の安全性の向上に努める。
- ② 巡回指導等を通じ、新規申請事業所の掘り起こしや、更新対象事業所が確実に更新手続きを行うよう積極的な助言・指導を行う等本制度の普及啓発に努める。
- ③ 安全性評価事業を事業者及び荷主企業並びに一般消費者に広く周知するための広報啓発活動については、全国実施機関と連携・協力して各種広告媒体等を活用し相乗効果を高める等「Gマーク制度」の認知度アップ対策を積極的に実施する。

4. 評議委員会の適切な運営

- ① 長崎県実施機関の事業活動の適切な推進を図るために設置した評議委員会の運営にあたっては、全国実施機関が示した「評議委員会の適切な運営方」に基づき、地域の実情に即した課題を積極的に諮り、有識者等からの意見を事業に反映する等適切な運営を図るとともに、全国実施機関並びに運輸支局等との連携にも充分配慮する。
- ② 運輸支局等の出席者による積極的な助言・協力の下に評議委員会を積極的に推進する。

5. 長崎県実施機関の適切な運営体制の確立

長崎県実施機関の中立性・透明性を確保するため、事務室についてはトラック協会の他部門との間仕切り、表示の設置等により区分するとともに、運営体制について、適正化事業が円滑かつ的確に運営されるよう必要に応じて見直しを行う。

能登半島地震で始まった今年。私は人生初の入院生活でそのニュースを見ていました。

春の全国交通安全運動期間中、愛知県内で大型トラックによる左折巻き込み死亡事故が発生したと云うものでした。このような事故が起こる度にトラック左側の死角と言われるのですが、これほど無責任な言葉も有りません。

トラックには死角があるものと諦めているのか、運送会社は死角のあるトラックで毎日ドライバーを送り出しているのか、左折巻き込み事故の原因を死角と言う言葉で逃げているだけではないかと言いたいのです。

私は新人ドライバーの教育を行う様になって十五年、それまでの三十年に渡って自らが掴んだ安全のノウハウを余すこと無く、伝えようと取り組んでいます。

その中で一つの信念としていることが、トラック左側に死角をつくらないことです。新しいドライバーの研修で「トラック左側に死角はありません、トラック左折時に見えない所など有りません。」と言っています。

「えっ」と云う顔をしている人も、経験者なら尚更です。なぜそんな事を言っているのか、それには理由が有ります。どんなトラックにも死角が無いのか、死角の無いミラーの設定が大事なのです。

実車での研修の際に、新しいドライバーに「トラックのどこが死角だと思いますか?」と言われた位置に、私が立ち確認してもらいます。

当然ながら、「見えます」との声が返ってきます。研修生が多いときにはそれぞれが思い思いの位置に立つのですが、その全てが見えますとの声が返ってきます。

先の左折巻き込み事故の検証が、数日後に現場のコンビニ前で事故車両を使って行われました。そのニュース映像を見た時、「またしてもそうか! どうしてその角度にしているのか!」、その左のサイドアンダーミラーはバックミラーと比べ明らかに内側を向いており、斜め下を向いていました。

数年前の協力会社の事故と同じでした。なぜその角度なのか、誰も注意しなかったのか残念でなりません。

トラック左のミラーの設定角度について基本的にこれをやってはダメというもの有三つ有ります。

一つ目が、バックミラーより内側を向けたサイドアンダーミラー、これこそ死角をつくる元凶です。

二つ目が、サイドアンダーミラーを斜めに傾けないことです。傾けることで見える範囲が近くだけになる為です。バックミラー同様に垂直

にすることで見比べ易くもなります。人によっては、斜めにしないと助手席周辺が映らないと言う人も居るのですが、トラックのミラーは乗用車のミラーの様な平面ではなく曲面になっています。車両の前方角を含めた広くを確認できるのです。

三つ目は、サイドアンダーミラーを外側に向けるだけでなくバックミラーを出来る限り内側を向けるべきです。限度いっぱいまで内側にすることで縁石と後輪の隙間も見極めることも出来るのです。

それ以上に大きなポイントは、トラック左後ろに接近するバイクの発見です。外に向けたバックミラーではボデーに横並びするまで気付けないのです。でも、そんな事したら左側に見える範囲が狭くなるのでは? そうです! だからこそ、サイドアンダーミラーを見るのです。

中途半端に隣の車線が見えるバックミラーでは、サイドアンダーミラーを見ないでしまうのです。それこそがサイドアンダーミラーに映っていなから見落としての事故に繋がってしまうのです。

ここまでミラーが見えることが巻き込み事故を防ぐ一番の様に言いましたが最大のポイントは速度です。見えようが直前で発見しようが、止まるに止まらない速度では何にもなりません。最徐行でとはよく言いますが、速くても時速五キロ以下で曲がり切るまで加速しない様に教えています。

左折時の安全対策と云えば、一旦停止しての確認がありますが、私はこれを勧めません。と云うよりはすると言っています。一旦停止して安全を確認するはずが止ま

ることだけが目的になってしまいます。

実際、今も行っている方がみえますが止まった直後に発進する、キュッと止まってスッと出ていく、それまでの速度をゼロにしての確認、発進、加速、この時間を全て使い切る最徐行こそ危険発見に繋がるのではないのでしょうか。

左折時の速度の変化は、歩行者・自転車からすれば迷う原因にもなるのではないのでしょうか。

トラックドライバーとして一度も事故は無いと云う人にも、平等に事故の危険はあります。「危なかった」、「間一髪だった」と云うのではなく、危険予知をフル回転させ、危険性さえも寄せ付けない運転が大事です。

それには貴方自身に死角をつくらないことです。人は一瞬の出来事で平常心を失うことも。近寄るのは危険ではありません。貴方の心の隙間に入り込む魔こそ危険なのです。「安全第一に」との心こそ、大切なのです。

ドライバー体験記

無くせ トラックの死角

(中部) (株)サンワ

齊藤 輝昭





参加無料

STOP！熱中症

ながさきクールワーク キャンペーン 推進大会



令和7年6月より、熱中症対策に関する
改正労働安全衛生規則が施行されます



職場での熱中症により、近年は、全国で1年間に約30人の尊い命が失われ、約1000人以上が4日以上仕事を休んでいます。

そのため、厚生労働省長崎労働局では、本年も「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を展開し、積極的な熱中症予防対策への取組の強化をお願いしています。

さらに、本年は、働く方々に熱中症対策に役立つ情報を提供し、職場における熱中症を予防するため、「STOP！熱中症 ながさきクールワークキャンペーン推進大会」を下記のとおり開催いたします。

参加は無料となっておりますので、ぜひご参加ください。

日時 令和7年 5月30日(金) 14:00～16:00 (受付開始 13:00)

会場 出島メッセ長崎 会議室 103(長崎市尾上町 4-1)

講演 「熱中症の基礎知識と対策」

長崎産業保健総合支援センター 産業保健相談員

黒崎 靖嘉 医師

申込 右のQRコードにて申込みください



定員 先着100名

主催  厚生労働省 長崎労働局

共催 独立行政法人労働者健康安全機構 長崎産業保健総合支援センター

プログラム

- 開会挨拶
- 長崎労働局 説明
 - 「STOP! 熱中症クールワークキャンペーンについて」
 - 「熱中症対策に関する改正労働安全衛生規則について」
- 講演
 - 「熱中症の基礎知識と対策」
 - 長崎産業保健総合支援センター 産業保健相談員
黒崎 靖嘉 医師
- 長崎産業保健総合支援センターからのお知らせ
- 閉会挨拶



会場アクセス

- 会場
 - 出島メッセ長崎 会議室 103 (長崎市尾上町4-1)
 - 交通
 - JR長崎駅西口直結
 - 長崎県営バスターミナル 徒歩10分
 - 長崎駅周辺バス停 徒歩10分
- ※ 詳しくは「出島メッセ長崎」のブラウザでご確認ください。
<https://dejima-messe.jp/>



(出島メッセ長崎HPを引用)

申し込み

- 参加申込み方法
 - 以下のQRコードから専用サイトにログインし、参加者を登録してください。



参加は無料です

お問い合わせはこちら

長崎労働局 労働基準部 健康安全課

所在地 長崎市万才町7番1号 電話 095-801-0032

※※※技能講習情報※※※

技能講習は、下記の機関で行われています。

○フォークリフト技能講習

実施機関名	所在地	電話番号 & ホームページ
長崎クレーン学校 (あたご自動車学校)	長崎市	095-824-4910 http://nagasaki-crane.com/
新西海自動車学校	西海市	0959-27-0136 http://www.shinsaikai.com/fl_kousyuu.html
キャタピラー九州 長崎教習センター	諫早市	0957-25-3735 http://kyushu.jpncat.com/cmot_kyu/index2.html
島原フォークリフトスクール (島原自動車学校)	島原市	0957-62-5271 http://shimabara.co.jp
五島クレーン学校 (五島自動車学校)	五島市	0959-73-5590 http://gotoo-crane.com

○ショベルローダー等運転技能講習(長崎県内では実施している機関はありません)

実施機関名	所在地	電話番号 & ホームページ
陸災防佐賀県支部	佐賀市	0952-30-1601 http://www.rikusaibou-saga.jp/info.html

○はい作業主任者技能講習等 県内では「長崎クレーン学校」が実施

※その他、長崎クレーン学校で行われている講習 〒850-0945 <http://nagasaki-crane.com/>

フォークリフト
玉掛け
高所作業車
小型移動式クレーン

長崎市星取1丁目1-28

電話:095-824-4910

※ 陸災防福岡及び陸災防佐賀でも「はい作業講習」が開かれています。
(福岡 Tel:092-431-1604 佐賀 Tel:0952-30-1601)

※安全衛生教育(現在、長崎県内では実施している機関はありません)

○フォークリフト運転業務従事者安全教育
○作業指揮者講習
○積卸し作業指揮者に対する安全教育

すべて陸災防福岡県支部で行われています

陸災防福岡県支部
092-431-1604
http://www.rikusaibou-fukuoka.com/

まずは、各機関にお問い合わせください

※陸災防長崎県支部は、技能講習を行っていません。

修了証再発行業務も行っていません(受講履歴の問い合わせは可能です)



修了証明書(統合カード)を下記の機関で交付しています。

技能講習修了証明書発行事務局 〒108-0014 東京都港区芝5-35-2 Tel:03-3452-3371、3372 Fax:03-3452-3349

【連載】（第2回） 荷役労働災害防止コンサルティングにおける診断結果と 指導内容について

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 安全管理士

陸災防では労働災害を発生させた陸運事業場等に対して、安全管理士による「荷役労働災害防止対策コンサルティング事業」（以下「コンサルティング」という。）を行っています。本連載では、実施したコンサルティングの内容等を紹介いたします。貴事業場における労働災害防止対策の参考にいただければ幸いです。

1 コンサルティング実施事業場

- (1) 実施事業場：陸運業 従業員数35名
- (2) 実施時期：9月
- (3) 被災者：運転者／66歳／経験年数38年
- (4) 車両：スタンシヨントレーラ（平床トレーラ）
- (5) 着用保護具：保護帽、皮手袋、安全靴

2 ヒアリングの内容

(1) 災害状況

被災者は、荷卸し先倉庫内で、同僚の車両の積荷（コイル）のシート外し及び固縛解きを手伝うためトレーラ荷台上上がった。荷台にはスタンシヨン間に転落防止用ネットが張ってあったが作業の邪魔になるため張りを緩めた。作業終了後、荷台上に残したシートが天井クレーンによる荷卸し作業の支障になると思い、同僚と共同で荷台の隅に移動させることにした。荷台上で中腰の体勢で引っ張った際に、2人の呼吸が合わず被災者のみが引っ張ることになり、勢い余って手が滑りバランスを崩し、転落防止用ネットを越え、荷台から転落し右上腕を骨折した（休業2か月）。

(2) 災害の原因

- ・転落防止用ネットの張りを緩めて作業した。
- ・荷台の端で外側に背を向けシートを引っ張った。
- ・2人の呼吸を合わせられなかった。

(3) 安全管理の状況

- ・荷台上での荷役作業時は、保護帽、手袋、安全靴の着用義務とともに、荷台前部後部に立てられたスタンシヨンの間に転落防止用のネットを張った状態で行う手順が決めてあった。
- ・荷卸し場での同僚車両への作業応援は常

態化しており、現場での差配は運転者に任せていた。

- ・天井クレーンでの作業時は、荷主のクレーンオペレーターが指示を出す。
- ・運転者への教育指導は、国土交通省の定める「法定12項目」を実施している。
- ・荷役作業の教育については、雇入れ時に1か月から3か月程度の横乗りで指導している。
- ・荷主の指示により、月1回の現場パトロールが義務付けられ、実施している。
- ・他社の事故の都度、荷主から得た情報を乗務前・乗務後点呼、朝礼等を通じて従業員に通知し注意喚起している。

3 指導・助言事項

- (1) 作業手順書の遵守を徹底するため、パトロール時に遵守状況を確認すること。
- (2) 作業手順書が現状に見合うものであるか見直しを行うこと。
- (3) 荷役ガイドラインに記載されている「労働者の遵守事項」を「法定12項目」の教育に織り込んで、荷役作業の安全についても定期的かつ継続的な指導・教育を行うこと。
- (4) 積卸し作業等における作業応援は、運転者に一任するのではなくルールを作り、それを遵守させる。複数人での作業となるので、指揮命令系統を明確にし、事前に教育を受けた者の中から指揮者を選任しておく。または、現地で指揮者を選任させてから作業に従事させることを徹底すること。

4 コンサルティングを終えて

本件死傷病報告書の「災害発生状況及び原因」に「手順は規定されていたが、被災者が気楽に考えてしまった」との記載がありました。このことから、この会社は安全な作業を行うため、手順・教育・指導・訓練・確認等、一

陸運と安全衛生 No.675

通りのことを行っていると感じました。

それでも、守るべき規定や災害防止策よりも、自分の思いや都合を優先することで災害を呼び込んでいる、そのことを当該運転者も改めて認識したと思います。同様に、管理者側でも守るべきルールや手順を作り遵守状況をパトロールしていても事故は起こりうることを確認できたとともに、手順の中に守りにくいところがあるかの再確認は必要と認識したと思います。

本件では、被災者本人が手順を守らなかったことが事故に結び着いていることが明らかですが、別件の死傷病報告書には「本人の不注意により」、「注意力不足により」の記載

が多く、その災害の原因を作業者の注意力の不足によるものとして片付けることで、守らせる手順の有無やその教育・指導・訓練・遵守状況の確認等、管理者側が実施していなければならないことが判然としないものが多いと感じます。

「注意して作業するように」や「指示を守るように」だけではなく、作業する中で注意を払うべき対象と事柄を本人が意識できていなければ、事故災害は起こりやすくなり、発生した事故災害について意識させるべき内容を明確にしなければ、類似した事故が発生する可能性が高くなるのではないのでしょうか。

「安全衛生教育促進運動」を展開中です！

正しい知識で 職場を安全・健康に！

令和6年度 2024年12月1日▶2025年4月30日

安全衛生教育促進運動

事業主の皆さん！

労働安全衛生法により
雇入れ時教育 職長等教育 技能講習 特別教育
などが義務づけられています。



正しい知識で 職場を安全・健康に！

労働災害を防止するためには、雇入れ時教育、職長等教育、作業内容変更時教育、技能講習、特別教育等を徹底するとともに、安全推進者、化学物質管理者、産業保健スタッフ、管理職などに対する安全衛生教育、情報機器作業従事者・管理者に対する労働衛生教育、職長等を含めた安全衛生業務従事者に対する能力向上教育などを推進することが大変重要となります。
年度初めは、新入社員、作業内容が変更となる者、新たに危険有害業務に従事する者など教育・研修の対象者が増えることを踏まえ、事業場に必要教育・研修について改めて確認し、早い時期から計画的に準備を進めて効果的に実施しましょう。

主催：中央労働災害防止協会 後援：厚生労働省

「安全衛生教育促進運動」は、労働災害防止のために不可欠な安全衛生教育、とりわけ労働安全衛生法に基づく教育等を促進するため、平成25年度から、中央労働災害防止協会（中災防）が主唱し展開している運動です。

（実施期間：2024年12月1日～2025年4月30日）

厚生労働省の後援のもと、陸災防を含む業種別労働災害防止協会や都道府県労働基準（労働安全衛生）協会（連合会）等、全国的な安全衛生関係団体が一体となって展開している運動です。

運動の実施要領等、詳しくは [安全衛生教育促進運動サイト](#) をご覧ください。

安全衛生教育促進運動サイト

<https://www.jisha.or.jp/campaign/kyoiku/index.html>

運動リーフレット

https://www.jisha.or.jp/campaign/kyoiku/pdf/kyoiku_leaflet2024-25.pdf

災害事例
と
その対策

積込み先での荷役作業は 事前の準備を密に!!

荷役作業におけるトラックが起因した労働災害の約7割は積込先若しくは荷卸先で発生しており、そのなかでも荷台等からの墜落、転落によって多くの方が被災しています。これらの重篤な労働災害を未然に防止するには、それぞれの作業環境に応じた作業手順をドライバー等に示し、適切な昇降設備を用いるなどの基本的な安全対策の取組を確実に進めることが必要です。

1 事業の種類：道路貨物運送事業

(従業員数100人未満)

2 発生日時：10月 午前11時頃

3 発生場所：荷主の敷地内

4 被災者：貨物自動車運転者 31歳 男性 経験年数3年

5 傷病の程度：休業約2か月

6 災害発生状況

- (1) 被災者は、荷主の構内において、平ボデー車(最大積載荷重13.5t)を運転し、荷主の作業員Aから指示された場所に駐車した。
- (2) 駐車後、角材を積み込むため、全てのアオリを開き、踏み台を使用して荷台に上がり、角材との間に配置する台木(長さ2.3m、幅10cm、厚さ10cm、重さ10kg)を準備して、荷台上で待機していた。
- (3) まもなく、作業員Aがフォークローダーを運転して、荷台の右側から長さ4mないし5m弱の不揃いな角材の積込み作業を開始した。なお、角材は10本前後で結束されていた。
- (4) そして、一段目の積込みが終了したので、上積みするための台木を持ちながら、荷台上に積まれた角材の上を移動していたところ、角材と角材との隙間に左足を挟み、その弾みで身体のバランスを失って転倒し被災した。

7 推定される災害の原因と問題点

- (1) 平ボデー車への積込み作業は、主に荷主の作業員Aだけで行われており、被災者は荷台上で、作業の合間に積まれた角材の上に台木を置く作業に従事していたと推定さ

れます。

- (2) 被災者とフォークローダーの運転業務に従事していた作業員Aとの共同作業を行うに当たり、当該作業は短時間で終了する予定であったため、積込み手順だけを確認していたものと思われます。
- (3) 被災者は、次の上積みまでの限られた時間の中で台木を置く必要があり、角材上の不安定な場所で、足元などを十分に確認しないで、台木を持ちながら移動していたものと推測されます。

8 再発防止対策

平ボデー車からの積卸し作業で、フォークローダー等を用いる場合は、短時間でも有効な安全対策を確実に行うことが必要です。特に、第三者との共同作業では十分な意思疎通を図り、また、適切な移動作業台や昇降設備の使用などの安全対策を講じることが大事です。

労働安全衛生規則(抜粋)

(昇降設備)

第151条の67 事業者は、最大積載量が2トン以上の貨物自動車に荷を積み作業又は最大積載量が2トン以上の貨物自動車から荷を卸す作業を行うときは、墜落による労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者が床面と荷台との間及び床面と荷台上の荷の上面との間を安全に昇降するための設備を設けなければならない。

- (1) フォークローダー等による荷役作業では、作業計画を確認するとともに、作業の手順や転落防止などに関して、作業開始前に十分な打合せを行うことが重要です。
- (2) 各種の荷役作業においては、現場の作業環境に適した移動作業台や安全な昇降設備を準備し、作業員に確実に使用させることが必要です。
- (3) 昇降設備が設置できない場合は、日頃からの危険予知活動を生かした作業行動に努めることが必須です。

九州トラック交通共済ご加入のおすすめ

九州トラック交通共済は、組合員の皆様のご支援を賜り、経営基盤を確立してまいりました。そして、相互扶助に基づく協同組合の精神を事業運営の根本において、これからも多くの組合員様に事業の利用や運営にご参加いただき、共済の輪を広げていきたいと考えております。自動車共済をご検討の事業者様は是非ご相談ください。



九ト交協の取扱商品

自動車共済 ～対人・対物・搭乗者・車両共済の4商品と納得の割引制度～

最大70%の優良割引

デジタコ搭載車は2%割引 (対人共済・対物共済)

掛金を一括で支払うことによる一括払割引

一括払額	一括払割引率
100～300万円未満	2%
300～500万円未満	3%
500万円以上	5%

事業用車両5台以上のご加入で一括契約割5%

契約台数に応じた多数契約割引！！

契約車両数	多数契約割引率
10台以上～29台以下	2%
30台以上～69台以下	4%
70台以上～99台以下	6%
100台以上～149台以下	8%
150台以上	10%

※新たにご加入の場合、他の損害保険会社等で適用されている割引を引き継ぐことができます！！

自賠責共済 ～長崎県下10社の代理店～

損害保険 ～運送業者貨物賠償責任保険等、事業を取り巻く様々なリスクに対応～

九ト交協の充実の制度

事故防止活動 ～事故防止のことはおまかせください～

- ◆各事業所様のご希望を事前に伺い、教材を使用しながら事故防止の個別講習
- ◆初任運転者・事故惹起運転者への特別指導講習 ◆事故防止DVDの貸し出し
- ◆講習による事業者様のGマーク取得支援活動



利用分量配当 ～支払いの実績により配当金があります～

組合の決算の結果、剰余金が得られた場合にお預かりした掛金とお支払いした共済金から利用分量配当を算出して契約組合員に配当します。(配当にあたり事業年度中の損害率など一定の条件があります。)



安心のロードサービス ～故障時の搬送費用も対象です～

ご契約車両(構内専用車、2輪車、原動機付自転車、特殊車両を除く)が事故故障により自走不能となった場合、最大50万円(一部自己負担金あり)のレッカー搬送費用を負担いたします。



ご不明な点がございましたら
ご遠慮なくお問合せください。

九州トラック交通共済協同組合 長崎支所

長崎県佐世保市崎岡町853番地22 グレースN C棟202号室
TEL: 0956-87-0083 (担当 田崎)

～自動車共済～ INFORMATION

■ 車両共済にご加入されると安心です

車両共済について

共済契約車両が衝突・転落・火災・盗難など、偶然な事故によって損害を被った場合に、共済金をお支払いします。

～主な補償内容～

車同士の衝突



電柱などと衝突



飛び石などの飛来物



当て逃げ



火災・爆発



台風・洪水・高潮



転覆・転落



盗難



こんなときに役に立ちます

CASE 1

■ 事故に関する修理費用



先日国道をまっすぐ進んでいた時に、コンビニから出てくる車にぶつかけられました。当然相手から修理費用を全額補償してもらえると思ってたけど、うちの会社にも過失が2割あるといわれて、その分の修理費用を支払ってもらえませんでした。これまで、車両共済の加入はしていませんでしたが、更新手続きのときに車両共済に加入していたので共済を使って修理ができた助かりました。

CASE 2

■ スムースに相手から賠償金が支払われない場合



この間、居眠り運転でセンターラインオーバーしてきた車と衝突して大切なトラックが大破してしまいました。相手が賠償してくれると思ってたら、保険に加入していないし、すぐには高額な修理費用の支払いはできないってことで困り果ててました。組合に相談したら、「車両共済に加入しているから修理費用の支払いができる」ってことで、高額な修理費用の悩みがなくなりました。

車両共済のご加入についてぜひご検討ください！！

九州トラック交通共済協同組合

諫早トラックステーション ご案内

ISAHAYA TRUCK STATION

★客室 全室バス・トイレ・エアコン・テレビ付

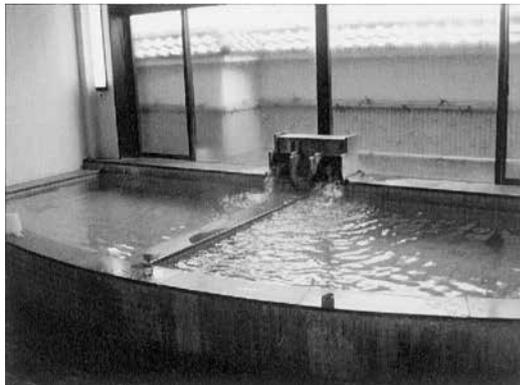


シングルルームで広めの部屋もご用意しております
宿泊料金

- ・一般 8,000円 (税込)
- ・諫早TS会員 6,000円 (税込)「朝食付」
(入会金 500円)
- ・トラック協会会員 4,500円 (税込)

チェックイン 15時 (24時間受付)
チェックアウト 翌10時

★大浴場 ミネラルバランスのとれたお湯でリフレッシュできる大浴場です！



料金 大人 520円 (税込)「小学生以下無料」
ご利用時間 12時～22時まで (冬季10月～4月)
9時～22時まで (夏季5月～9月)

★シャワールーム (女性専用)

料金 100円で7分間
ご利用時間 12時～22時まで

★レストラン 安くてボリュームたっぷりのお食事をお楽しみください！



7時～20時30分までご利用できます
(オーダーストップ 20時)
※土・日曜日のみ14時30分 (オーダーストップ 14時)

主なメニュー

長崎ちゃんぽん……………900円 (税込)
トルコライス……………1,350円 (税込)
かつ丼……………980円 (税込)
中華飯……………900円 (税込)
トンカツ定食……………1,350円 (税込)
カツカレー……………1,050円 (税込)
各種定食・丼物・中華など豊富に
取り揃えております

★施設内容

運行管理センター・レストラン81席・宿泊室22室・大浴場・休憩室
女性用シャワー室・自動販売機コーナー・コインランドリー (24時間営業)

駐車場

大型トラック (トレーラ含) …… 40台
中型トラック…………… 5台
小型トラック・普通自動車 …… 29台

アクセス

諫早駅より長崎方面へ約3km
(34号線貝津団地入口)

〒854-0063 諫早トラックステーション
長崎県諫早市貝津町1051-12
TEL 0957-26-8228 FAX 0957-26-8236

教材用DVD貸出申込一覧表

当協会では、トラックドライバーの安全教育に役立つよう下記のとおり教材用DVD等を用意しております。職場内研修等に是非ご活用ください。(貸出中の場合がありますので事前にお問い合わせください)

《申込先》(公社)長崎県トラック協会(担当 本村) TEL:095-838-2281 FAX:095-839-8508

➡ ご希望の教材に○印をお願いします ※★は新たに追加したDVDです

分類	○印欄	No.	題 名	時 間	メディア	貸出可能数	
ドライバー教育		1	初任運転者のためのトラックの安全運行 第1巻 ～トラックドライバーの心構えと心得～	21分	DVD	3	
		2	初任運転者のためのトラックの安全運行 第2巻 ～トラックの構造的特徴と安全運転～	18分	DVD	3	
		3	初任運転者のためのトラックの安全運行 第3巻 ～心と体と安全運転～	21分	DVD	3	
		4	初任運転者のためのトラックの安全運行 第4巻 ～危険予測運転の基本～	21分	DVD	3	
		5	中型貨物車の安全知識	26分	DVD	1	
		6	大型トラックの安全運転	18分	DVD	2	
		7	大型貨物車の安全運転	38分	DVD	2	
		8	エコドライブで安全運転 ～省エネ運転のススメ～	22分	DVD	2	
		9	ヒヤリをなくして安全運転 ～ヒヤリハット報告検討会の記録～	22分	DVD	2	
		10	トラック運転者のための安全運転のポイント	30分	DVD	1	
		11	巻き込み事故トラックの左折と死角	54分	DVD	1	
		12	ドラレコ映像で学ぶ! 事故の原因と対策	52分	DVD	1	
		13	ドライブレコーダーからの警告!	25分	DVD	1	
		14	安全なプロトラックドライバーを育てるマナーとモラル	26分	DVD	1	
		15	安全なプロトラックドライバーを育てるマナーとモラル(応用編)	29分	DVD	1	
		16	大丈夫ですか? 高速道路の落下物	18分	DVD	1	
		17	絶対にダメ! 飲酒運転	21分	DVD	1	
		18	高齢者を交通事故の被害者としないために!		DVD	1	
		19	その時あなたにできること ～交通事故現場における応急救護処置～	20分	DVD	1	
		20	目指せ! 危険物輸送のスペシャリスト～移動タンク貯蔵所の安全対策～		DVD	1	
	点検整備・運行管理		21	運転中自然災害が…地震・雨・雪道での危険回避 ①一般道路編	22分	DVD	1
			22	運転中自然災害が…地震・雨・雪道での危険回避 ②高速道路編	20分	DVD	1
		23	日常点検及び雪道対策(大型トラック編・小型トラック編)		DVD	6	
		24	大型トラック・バス 車輪脱落防止のための正しい車輪の取扱いについて	27分	DVD	2	
		25	トレーラ日常点検	15分	DVD	1	
		26	トレーラ定期点検整備のすすめ より安全なトレーラ運行を目指して		DVD	1	
		27	運行管理者の責務と職務 ～安全輸送は私が守る～		DVD	1	
		28	一人できる日常点検	17分	DVD	1	
		29	やっていますか安全点呼	18分	DVD	1	
		30	確実な点呼の実施方法 確認内容および留意点について	30分	DVD	2	
		31	ストップ! 車輪脱落事故 ～タイヤ交換作業の手順と方法～		DVD	2	
健康管理		32	事業用運転者における睡眠時無呼吸症候群(SAS)スクリーニングの重要性		DVD	1	
		33	睡眠時無呼吸症候群の早期発見、早期治療	24分	DVD	1	
		34	熱中症はこわくない!	30分	DVD	1	
		35	受けよう、活かそう! ストレスチェック	15分	DVD	1	
その他		36	引越の達人になろう		DVD	6	
		37	上手な引越のコツ教えます		DVD	1	
		38	交通事故0を目指して ～第42回全国トラックドライバーコンテスト～		DVD	1	
		39	交通事故0を目指して ～第43回全国トラックドライバーコンテスト～		DVD	1	
		40	全国トラックドライバー・コンテストマニュアル ～運転技能・整備点検編～	20分	DVD	6	
		41	もしもトラックがとまったら		DVD	1	
		42	走れ! 風になって未来へ～そして若者はトラックドライバーになった～		DVD	1	
		43	未来への道 ～トラックドライバーからのメッセージ～		DVD	1	
		44	★いのち つながれ「生命のメッセージ展」	9分	DVD	1	

事業者名		※貸出確認	※受付
担当者名	TEL: - -	本 ※返却日	
貸出期間	年 月 日 ～ 年 月 日 (最大2週間)	※返却確認 本	

(※の欄は記入しないでください)

- 帳票類注文表 -

(公社)長崎県トラック協会 宛

FAX: 095-839-8508

注文日: 令和 年 月 日

↓ 注文部数をご記入ください

No.	品名	単位	会員価格(円) (消費税10%込)	注文部数	備考
1	運転日報(基本タイプ)	1冊(100枚)	198		
2	運転日報(応用タイプ)	1冊(100枚)	374		
3	乗務日報(B5)	1冊(100枚)	352		
4	日常点検表(トラック・黄緑色)	1冊	660		
5	日常点検表(トレーラ・黄色)	1冊	781		
6	点呼記録簿(B4・中間点呼あり)	1冊(100枚)	363		
7	点呼記録簿(A4)	1冊(100枚)	242		
8	定期点検整備記録簿(B5・3枚複写 2年間用)	1冊	264		
9	車両管理台帳(A4・ピンク色)	1冊	286		
10	整備管理者選任届(通常3枚1セット)★	1枚	33		
11	運行指示書	1冊(50セット)	550		
12	運転者台帳(B5)	1冊(50枚)	660		
13	運転者台帳(B5・1枚)	1枚	14		
14	車両別輸送実績表(B4)	1冊	792		
15	作業指図書	1冊	176		
16	事故報告書(1セット)	1セット	290		
17	事業報告書・事業実績報告書★	4部(1セット)	495		
18	※ チャート紙	KM26-120-2C	M24-120K	1個	880 (R7.4~)
	ご希望品番に注文数をご記入ください	L7-120	L7-140		
	その他 ()				

※小芝記録紙製チャート紙の在庫がなくなり次第、日本記録紙製のチャート紙へ移行いたします(仕様は同じ)

受領方法 協会にて受け取り(月 日 来協予定) 送付希望

事業者名			
フリガナ 担当者名		TEL	
		FAX	
帳票類送付先	<input type="checkbox"/> に✓して下さい <input type="checkbox"/> 会員名簿住所へ送付 <input type="checkbox"/> 会員名簿以外の住所へ送付 〒 -		
請求書送付先	〒 - *上記送付先と異なる場合はご記入ください		

※午後からのご注文は翌日発送となる場合があります。

※在庫状況によりお届けまでにお時間をいただくことがあります。

※運行管理者選任届の販売は終了しました。

長崎県トラック協会ホームページに九州運輸局のホームページのリンク先を掲載しております。
 "長崎県トラック協会ホームページ"→"会員用コンテンツ"→"九州運輸局HP・該当ページ" より
 ダウンロード可能な帳票

- ★運行管理者選任届 ★整備管理者選任届
- ★事業報告書・事業実績報告書

【お問い合わせ先】
 〒851-0131 長崎市松原町2651-3
 (公社)長崎県トラック協会(担当:本村)
 TEL:095-838-2281 FAX:095-839-8508

以下協会使用欄

受付印	担当	発送日
	確認	/

合計金額	入金日
	/

ながさきデコ活^{かつ} やってみよう! ゼロカーボン アクション12

地球温暖化対策として、脱炭素・資源循環型ライフスタイルへの転換を進めるため、私たちが今すぐ取り組める環境にやさしい行動「ながさきデコ活ゼロカーボンアクション12」

5月の
テーマ

5月のテーマは「環境保全活動に積極的に参加しよう」です。ぜひ実践してみてくださいね。

『環境保全活動に積極的に参加しよう』
「エコふぁみ」に登録！
自分ができる行動から始めよう！



エコチェック



毎日エコチェック
をしよう！

エコ記録



自分が使った光熱費を
記録しよう！

ポイント



エコイベントに参加して
ポイントを貯めよう！

ながさき環境県民会議・長崎県地域環境課

長崎県 ゼロカーボンアクション12

検索

TEL : 095-895-2512

デコ活
くらしの中のエコろがけ



《エコふあみ》って何？

省エネ・省資源など地球環境にやさしい行動に取り組む県民（エコファミリー）の皆様を支援する九州7県の公式環境アプリです。

地球環境にやさしい活動に取り組み、ポイントを貯めてみませんか。貯まったポイントで素敵なプレゼントが当たるくじに参加できます。

エコ記録

毎月「電気」「ガス」「水道」「ガソリン」「灯油」「可燃ごみ」の記録をつけよう。

毎日エコチェック

毎日5つのエコ行動から自分ができることを選んで実行しよう。

ポイントを貯める

毎日エコチェックや、エコクイズ、エコ記録をつけてポイントを貯めよう！



ポイントを使う

貯めたポイントで、抽選に参加して、素敵なプレゼントをゲットしよう！

最新のお知らせ

県からの最新のお知らせが表示されます。耳寄りな情報があるかも！

応援パスポート

エコふあみ協賛店で割引などが受けられるパスポートが表示されます。

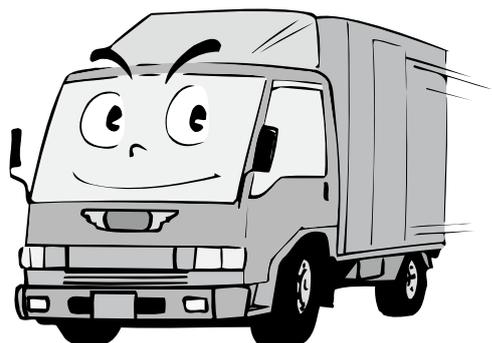
アプリのダウンロードはこちらから!!



事故防ぐ

心の余裕と

車間距離



(東北) 三陸輸送

庄司 喜久夫

(全国トラック交通共済協同組合連合会 令和6年度事故防止対策標語優秀賞)



トラック憲章

1. わたくしたちは、貨物輸送を通じ、社会に貢献していることを自覚し、さらに輸送サービスの向上に努めます。
1. わたくしたちは、法令を守り、かつ、相互信頼に立って輸送秩序の確立に努めます。
1. わたくしたちは、交通事故をはじめ労災事故の防止に徹し、かつ、輸送公害の除去に努めます。
1. わたくしたちは、親切、誠実をモットーに、迅速、確実、かつ、安全な輸送に努めます。
1. わたくしたちは、業界の融和協調をはかり、社会的地位の向上に努めます。

(公社) 長崎県トラック協会

発行 (公社)長崎県トラック協会
〒851-0131 長崎市松原町2651-3
TEL 095-838-2281
FAX 095-839-8508

印刷所 株式会社 昭和堂
諫早市長野町1007-2
TEL 0957-22-6000
FAX 0957-22-6690



「未来」を思い、想像と創造の力で
ISUZU

**もっと走れる
明日のために。**

事故も、疲労も、故障も、未然に防いでいく。
この意識を徹底し、新たな時代を生み出しました。
「未来」という数値化できないビジネスにおいて、
トラックに求められる様々なニーズを。
先進の装備やテクノロジーで早期に故障、減速し
より少ない安心を生み出します。
すぐなら、もっと走れる。いすゞとなら、もっと走れる。
もっと走れる未来がある。
お客様のビジネスがもっと輝く明日を切り拓きます。

GIGA

いすゞ自動車九州株式会社

■ 長崎支店	〒851-0103	長崎市中里町1622番地1	Tel. 095-839-7500
■ 佐世保支店	〒859-3241	佐世保市有徳町188番地1	Tel. 0956-59-3141
■ 島原営業所	〒859-1412	島原市有明町大三東乙84番地1	Tel. 0957-69-0500

Quon
人を想い、先を駆ける。
Innovation that puts people first.



UDトックス株式会社

長崎 カスタマーセンター / 諫早市津久葉町99-47 TEL:0957-25-2342
佐世保カスタマーセンター / 佐世保市大塔町14-23 TEL:0956-32-4147
<https://www.udtrucks.com/ja-jp/home>



Going the Extra Mile



人を思う、次の100年へ。

MINO

日野プロフィア(大型トラック) 日野レンジャー(中型トラック) 日野デュトロ(小型トラック)

九州日野自動車株式会社

長崎支店 / 〒851-0133	長崎市矢上町53-1	TEL:095-839-3122 FAX:095-839-1837
佐世保支店 / 〒857-1161	佐世保市大塔町1979-24	TEL:0956-31-1161 FAX:0956-31-5565
島原支店 / 〒859-1415	島原市有明町大三東成88-1	TEL:0957-65-9101 FAX:0957-65-9070

走るほどに、使うほどに、三菱ふそうの真価。



三菱ふそうトラック・バス株式会社 九州ふそう

長崎支店 / 長崎市小瀬戸町809-33	TEL:095-834-4661	島原支店 / 島原市前浜町乙62-1	TEL:0957-62-6110
佐世保支店 / 佐世保市大塔町8-5	TEL:0956-31-9311	諫早支店 / 諫早市小船越町571	TEL:0957-23-5588